

## 北塩原村空き家除去及び活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 定住促進や地域の良好な景観の保全と住民の安全で安心な暮らしを確保するため、村内の空き家の除去及び空き家の改修等に要する費用に対し、北塩原村補助金等の交付等に関する規則（昭和62年北塩原村規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の名称)

第2条 前条に定める補助金は、北塩原村空き家除去及び活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）という。

(定義)

第3条 除去とは、家屋の解体及び解体によって発生した廃棄物を適正に処分し、当該敷地を更地にするをいう。

2 改修とは、住宅機能の向上のための改築、増築、修繕等である。ただし通常の家屋の維持管理に係る修繕等は含まない。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は次のいずれかに該当するものとする。

(1) 移住のために空き家の改修をしようとする者

(2) 村内の賃貸住宅に居住している者で、空き家を改修して引き続き村内に居住しようとする者

(3) 村内居住者で、特別な事情により、現在住んでいるところに居住することが出来なくなったため、空き家を改修し引き続き村内に居住しようとする者

(4) 利活用の見込みのない空き家等や倒壊のおそれのある空き家等の除去をしようとする者

(改修の対象家屋)

第5条 改修の対象家屋は、村の空き家バンクに登録されている空き家等がかつ村長が認めたものとする。

(除去の対象家屋)

第6条 除去の対象家屋は次のいずれかに該当する空き家等でかつ村長が認めたものとする。

- (1) 倒壊のおそれのある空き家等
- (2) 著しく景観を損ねる空き家等
- (3) 利活用の見込みのない空き家等

2 前項各号の対象家屋は住宅に限る。ただし、同一敷地内の附属建物も一体的に除去する場合は、その除去費用を合算して補助対象経費として認める。

(補助金の交付要件等)

第7条 補助金の交付要件等は別表第1に定める。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の申請は次の書類の提出をもって受理する。

- (1) 北塩原村空き家除去及び活用促進事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)
- (2) 添付書類(別表第2に定める)

(補助金の交付決定)

第9条 村長は、前条の申請書を受理した時は、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定した上で、北塩原村空き家除去及び活用促進事業補助金交付指令書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金申請事項の変更等)

第10条 前条の規定により補助金の交付指令を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、北塩原村空き家除去及び活用促進事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を村長に届け出て、その承認を受けなければならない。

- (1) 申請書に記載した事項に変更が生じたとき
- (2) 当該事業を中止又は廃止しようとするとき

2 村長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、北塩

原村空き家除去及び活用促進事業補助金変更（中止・廃止）決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、当該事業が完了した日から30日以内、又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、北塩原村空き家除去及び活用促進事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

（1）除去又は改修の状況を確認することができる写真

（2）領収書の写し及び請求明細

（補助金の交付及び請求）

第12条 村長は、前条の実績報告書を受理したときは速やかに内容を審査し、報告の内容が補助金交付の条件に適合すると認めるときは、補助事業者からの請求に基づき補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第13条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、補助金の返還を命じることができる。

（1）申請書その他の書類の内容に虚偽の記載があったとき

（2）補助金を他の用途に使用したとき

（3）交付要件に違反したとき

（4）第11条による実績報告がないとき

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

補助金の交付要件等を次のとおり定める。

	交付要件	対象経費	補助金額
改修	<p>①改修を行った空き家に住民登録をし、5年以上定住する者</p> <p>②改修工事は原則として村内の事業者が発注すること</p> <p>③空き家の所在する行政区に加入すること</p> <p>④同一世帯内に扶養する子供がいる場合、学校は村内の小中学校に通うこと（ただし特別な事情がある場合はのぞく）</p> <p>⑤申請者及び同居の親族に村税等の滞納がないこと</p> <p>⑥申請者及び同居の親族に暴力団員がいないこと</p> <p>⑦併用住宅の場合は、居住部分を補助対象とする</p>	<p>①材料費</p> <p>②工事請負費</p> <p>③その他、村長が必要と認める経費</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内の額</p> <p>※ただし150万円を上限とする</p>
除去	<p>①申請者及び同居の親族に税等の滞納がないこと</p> <p>②申請者及び同居の親族に暴力団員がいないこと</p> <p>③併用住宅の場合は、居住部分を補助対象とする</p>	<p>①工事請負費</p> <p>②産廃処分費</p> <p>③その他、村長が必要と認める経費</p>	<p>補助対象経費の3分の1以内の額</p> <p>※ただし50万円を上限とする</p>

別表第2（第8条関係）

補助金の申請に必要な添付書類を次のとおり定める。

	添付書類
改修	① 交付対象家屋の位置図 ② 現況写真 ③ 費用の内訳が分かる見積書 ④ 改修の概要が分かる書類 ⑤ 申請者の納税証明書（住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（料）） ⑥ 誓約書（様式第6号） ⑦ 同意書（様式第7号） ※申請者が申請家屋の所有者でない場合 ⑧ 補助金振込先の通帳の写し
除去	① 交付対象家屋の位置図 ② 現況写真 ③ 費用の内訳が分かる見積書 ④ 申請者の納税証明書（住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（料）） ⑤ 同意書（様式第7号） ※申請者が申請家屋の所有者でない場合 ⑥ 補助金振込先の通帳の写し